

公益社団法人世田谷法人会
令和 8 年度「イータ君ペーパークラフト」の制作業務に係る公募

公益社団法人世田谷法人会青年部会では、国税庁から利用許諾を受け、e-Tax キャラクター「イータ君」をかたどったペーパークラフトを制作し、公益事業として出展する地域イベント等において組み立てコーナーを設けるなどして e-Tax の利用促進と児童への租税教育活動を行っております。

本事業の実施にあたり、以下の通り、「イータ君ペーパークラフト」の制作業務を請け負っていただける会員を募集させていただきます。

1. 参加資格要件

本件公募への参加を希望する方は、次に掲げる要件の全てを満たす方であることを要する。

- (1) 公益社団法人世田谷法人会の会員であること。
- (2) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- (3) 「公益社団法人」という法人格について理解し、本件の主旨を十分に理解した上で委託業務を実施できること。
- (4) 本委託業務と同種の業務を実施した事業を有し、業務を遂行できる能力を有していること。
- (5) 緊急の打合せが必要な時に、迅速に対応できること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 共同提案の場合

ア 代表（幹事者）を定めること。

イ すべての構成員が、上記 1. (1) ～ (9) の要件を満たすこと。

2. 募集要項

「イータ君ペーパークラフト」応募用紙制作（デザイン変更・校正・印刷・型抜き）

- (1) 仕様・枚数 A4 サイズ片面カラー×2000 枚（予定）
- (2) 紙質 ホワイトポスト 180 kg
- (3) 納品期限 令和 8 年 9 月 30 日(木)まで（公募選定通知より納期まで約 1 カ月）
- (4) その他 ・制作初回に限り、印刷費用とは別に抜型費用の提示も可。但し、
 当会の費用負担により制作した抜型は当会所有物とし、以降、増
 刷の都度、摩耗するまで使用します。
 ・納品は、印刷後の応募用紙現物のほか、ai データでの提供もお願い
 します。

3. 契約金額

- (1) 見積書は書式自由とし、原則として、本公募で委託が確定した委託先からの見積書
 に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）をもって契約金額とする。
- (2) 契約金額は、原則、納品日の翌月末日までに当該金額を支払うものとする。

4. 見積書

- (1) 見積書には、金額の内訳がわかるように提示のこと。
- (2) 見積書の消費税及び地方消費税相当額は、税率 10%で算定のこと。

5. 受付期間及び提出先

令和 8 年 7 月 31 日(金) 午後 5 時必着

当会事務局へ提案書（見積書）をメール（文書添付）、郵送、または持参ください。

〒154-0023 東京都世田谷区若林 1-15-10 世田谷電設会館 3 階

電話：03-3410-1425

6. 提出にあたっての留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、本件公募参加側の負担とします。
- (2) 本件公募に関して、事務局において過去に使用した現物を直接ご確認いただくことは可能です（要事前予約）。
- (3) 上述（2）の場合、契約可否問わず、契約後に必要となる機密保持契約書を締結させていただきます（未締結の場合）。
- (4) 提出された見積書、提案資料等の付随書類は返却いたしません。
- (5) 一度提出した見積書の差し替え、及び再提出には応じません。受付期間内であっても同様とします。
- (6) 本制作に係るデザイン、抜型は当会に帰属いたします（無断複製不可）。

7. 選定結果

令和 8 年 8 月 31 日(月)までに結果を提案者に通知させていただきます。

以上